

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	解題 裁判員制度の理論的検証にあたって：始動とその課題
Sub Title	
Author	安富, 潔(Yasutomi, Kiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.5 (2010. 5) ,p.91- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二一年慶應法学会シンポジウム 裁判員制度の理論的検証
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100528-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員制度の理論的検証

解題

裁判員制度の理論的検証にあたつて――始動とその課題

法務研究科教授 安富潔

特別記事：平成二一年度慶應法学会シンポジウム 裁判員制度の理論的検証

裁判員裁判は、司法制度改革の一環として本年（二〇〇九年）五月二一日からスタートすることになり、八月三日に東京で第一号事件の公判が開かれており、今日まで約八〇件近くの裁判員裁判がすでに行われたと聞いております（シンポジウム当時。平成二一年一月末までで「四二件の裁判員裁判が実施されている）。

日本では市民、国民が刑事裁判に参加するのはこれが初めてではなくて、すでに陪審法（大正一二年四月

そういう中で、市民が刑事裁判に参加するという、新たな制度設計の下で裁判員裁判制度がつくられ、そして本年スタートしたということになります。この裁

判員裁判についてどのように評価するかは、まだその数も多くはありませんので、なかなか難しいかと思つてゐるところです。しかし、始まる前は消極的な意見もかなり見られたのですが、いざ始まつてみると、多くの裁判員の方々がマスコミなどにおいていろいろな感想などを述べ、個人的には、うまくスタートしたのではないかという印象を持つてゐる次第です。しかし、滑り出しという意味では順調かとも思うのですが、さまざまの課題もその中では浮かび上がつてきていると思います。

特に、今まで行われた裁判員裁判は、いずれも被告人が犯罪事実を認めている事件ばかりで、量刑において市民の皆さんの感覚が反映されているというものです。ただ従前、刑事裁判の量刑では「八掛け」といいまして、検察官の求刑に對して八割の刑が下されるというのが一般的でしたが、この八〇件近くのものを見ておりますと、従前よりかなり量刑が重いものもありますし、あるいはまた逆に、介護にかかるような事件などでは執行猶予が付いたり、また保護観察付き執行猶予で立ち直りを期待する（しかしそれはただ社会の中で自らが立ち直るというよりも、ある程度の社会の介

入を前提として立ち直つてもらうことを期待して、保護觀察を付けてゐる）というものもあります。しかしながら後者では、残念なことに、保護觀察が付されたものの、その判決後に逃走して行方不明になつてしまい、新たな罪で有罪判決を受けた事例もあり、いろいろ運用していく上では課題も多いかとも思うわけです。

特に、これから大きな課題になつてくるだろうと推測できるのは、死刑求刑事件です。これはまだ一件もありません。そういう意味で、市民の皆さんのが死刑事件に向ひ合つて、どのように判断されるのかということは、刑事裁判実務上は大きな課題になつてくるだろうと思います。

またいわゆる大型の否認事件、たくさんの犯罪を犯す。ただ従前、刑事裁判の量刑では「八掛け」といいまして、検察官の求刑に對して八割の刑が下されるというのが一般的でしたが、この八〇件近くのものを見ておりますと、従前よりかなり量刑が重いものもありますし、あるいはまた逆に、介護にかかるような事件などでは執行猶予が付いたり、また保護観察付き執

行猶予で立ち直りを期待する（しかしそれはただ社会の中で自らが立ち直るというよりも、ある程度の社会の介

精神医学的な見地からの判断を、どのように市民が裁判員として判断することが可能なのか、ということも課題にならうかと思います。

それだけでなく、立法政策の観点から、あるいはポスト・リベラル・デモクラシーという観点から本日お話をいただきますが、いわば裁判についての哲学的なといいましょうか、どういった基本的な考え方が裁判の根底に動いてくるのかという非常に難しい問題も、そこにはあるうかとも思うわけです。

いずれにしても、そういうさまざまな課題を抱えつても、裁判員裁判が始まり、真剣に取り組んでいただいている多くの市民の皆様方の姿を見ると、やはり日本はまじめな国だとも思いますし、そういう人々を中心として、司法も大きくチエンジするという印象も持っているところです。

そんなことで、今日はお三方に、各二〇分のご報告をいただきたいと思います。まず、信州大学全学教育機構の准教授（現・駒澤大学法学部准教授）でいらっしゃいます柳瀬先生から、「裁判員裁判は、『民主的司法のディレンマ』問題をいかに克服したのか」というテーマでご報告をいただきます。柳瀬先生は『裁判員制

度の立法学』（日本評論社）という本をお書きになつていらっしゃいますので、ぜひ皆さんもご参照いただけますとよいかと思います。

それから続きまして井田教授からは、「なぜ何のための裁判員制度か」というテーマでお話をいただきます。井田教授は最高裁判所が設けた、裁判員制度の広報の在り方という委員会の委員をお務めですので、そういう意味でも非常に造詣の深いところです。

また、最後に萩原教授から、「裁判員制度と民主主義」というテーマ、これは先ほど申し上げたような、ポスト・リベラル・デモクラシーの立場からのお話を頂戴します。そこで一五分程度休憩を取らせていただいて、その後大沢教授と三上教授から、約五分ずつコメントを戴き、その後、フロアの皆様方との間での討論をさせていただきたいと思っております。